

## 令和4年度金融庁政策評価実施計画（案）

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 2. 令和4年度における政策評価の取組方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（令和3年8月31日金融庁訓令第14号。以下「基本計画」という。計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

令和4年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組を「主な事務事業」として掲げることとしている。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙1「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る令和4年度の取組状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の5段階の区分によるものとする。

令和4年度実績評価書は、令和5年8月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し令和4年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、令和4年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## 5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（RIA）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

## 6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

金融庁における令和4年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組
<b>I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>	
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融経済情勢・世界情勢の先行きが不透明であることを踏まえ、経済環境の変化や金融市場の変調が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行う。それを踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行う。こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、以下の観点から深度ある対話を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手銀行グループについて、信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行の把握、市場リスク・流動性リスクに関しては、資産と負債の総合管理の状況を含めた、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢の高度化の促進等</li> <li>・地域金融機関について、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めた継続的な取組事例の把握</li> <li>・証券会社について、顧客本位の業務運営に向けた取組、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等</li> <li>・保険会社について、中期的な事業環境の変化を見据えた持続可能なビジネスモデルの構築、グループガバナンスの高度化等</li> <li>・日本郵政グループについて、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等</li> </ul> </li> </ul>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ バーゼルⅢの実施について、関係者と十分な対話を行いながら準備を進めるなど、金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。</li> <li>✓ 経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めていく。</li> </ul>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関による、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援等の状況や、事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促していく。</li> <li>✓ 金融機関による事業再生支援等を促進するために、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や地域経済活性化支援機構（REVIC）等のファンドによる資本性資金の供給と債権買取等の活用などを促す。</li> <li>✓ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、あらゆる方策を講じていく。</li> <li>✓ 金融庁・財務局として地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組みを促す。経営力を支える株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組みについて、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行う。</li> <li>✓ 事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に取り組むとともに、事業性に着目した融資実務の発展に向けた取組みを進めていく。</li> </ul>
<b>II 利用者の保護と利用者利便の向上</b>	
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和4年末までに策定される「資産所得倍増プラン」等も踏まえ、国民の安定的な資産形成の促進や金融リテラシーの向上のための環境整備に向けて、以下の取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度税制改正に向けて、NISAの抜本的拡充・恒久化をはじめとする「資産所得倍増プラン」関連の要望を行う。</li> <li>・資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直し等を検討する。</li> <li>・国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を検討する。</li> </ul> </li> </ul>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、システムリスク管理態勢の強化を促す。</li> <li>✓ 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組を進めていく。</li> </ul>
<b>III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>	
1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コーポレートガバナンス改革の取組状況のフォローアップを行うとともに、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組みを進める。その一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。</li> <li>✓ 投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、企業情報の開示の充実に向けた取組として、有価証券報告書において、人的資本等に係る非財務情報の開示の充実を図る。</li> <li>✓ 国際金融センターの発展に向けて、海外資産運用業者等に対する英語での行政対応をさらに拡大する等、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に</li> </ul>

	<p>引き続き取り組むほか、海外資産運用業者等との対話の強化を通じて、我が国への進出や業務拡大に向けたニーズ・課題を把握し、きめ細やかな情報発信を行う。</p> <p>✓ スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給を促すため、上場プロセスの見直し、私設取引システム（PTS）を活用した非上場株式の流通の円滑化、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等に取り組む。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<p>✓ 四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に一本化することについて、具体策を検討した上で、次期通常国会に関連法案を提出する。また、有価証券報告書に気候変動対応等のサステナビリティ情報の記載欄を新設するとともに、人材育成方針など人的資本に関する情報を開示項目とするため、内閣府令の改正を行う。</p> <p>✓ 国際会計基準（IFRS）への移行促進に向けた取組を進めるとともに、我が国の考え方をIFRSに反映する努力を強化する。</p> <p>✓ 上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行う。</p> <p>✓ 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）が監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を定めるものとなるよう、その改訂を行う。</p> <p>✓ 現行の内部統制報告制度に関する課題を整理の上、国際的な内部統制やリスクマネジメントの議論の進展も踏まえつつ、内部統制の実効性向上に向けた検討を行う。</p> <p>✓ 気候変動関連や人的資本を含むサステナビリティ情報の開示の充実を図る観点から、開示の好事例集を改訂する。</p> <p>✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。</p>
3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<p>✓ 市場の公正性・透明性の確保と投資家保護を図るべく、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。</p> <p>✓ 多面的かつ機動的な市場監視業務におけるデジタル化の一層の推進や市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。</p>
<b>（横断的施策）</b>	
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	<p>✓ デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組を進める。</p>
2 サステナブルファイナンスの推進	<p>✓ サステナブルファイナンスを推進するため、脱炭素に向けた企業と金融機関の対話の活発化、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範の策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進等を行う。</p>
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	<p>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証や、震災等自然災害への対応、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンスの確保に係る取組を行う。</p>
4 その他の横断的施策	<p>✓ 国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化）を図る。</p> <p>✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む。</p> <p>✓ 経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めていく。</p>
<b>（金融庁の行政運営・組織の改革）</b>	
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	<p>✓ ①各種有識者会議の積極的活用、②金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施、③金融行政におけるデータ活用の高度化、④金融行政に関する情報発信の充実、⑤財務局とのさらなる連携・協働の推進、⑥アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等により、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p>
2 検査・監督の質の向上	<p>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。</p>
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	<p>✓ さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備、④幹部職員等のマネジメント力向上などのための取組を継続・拡充する。</p>

実績評価における基本政策・施策等一覧（令和4～8年度）

基本政策	施策	令和4年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロフルードンズの取組と効果的な金融モニタリングの実施	① マクロフルードンズの取組 ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【主要】「金融行政方針」に基づくフルードンズの取組（金融システム上の潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、4年度）</li> <li>・【主要】「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、4年度）</li> <li>・【主要】金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、4年度）</li> <li>・【主要】各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、4年度）</li> <li>・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、4年度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理、経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、4年度）</li> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、4年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、4年度）</li> <li>・大手保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、4年度）</li> </ul>
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護における破綻処理のための態勢整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【主要】国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（バーゼルⅢ関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）から公表されたI O S V o 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」を踏まえ主要論点の暫定決定を行う等国内規制の検討、4年度）</li> <li>・【主要】必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、4年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構等）との連携による名寄せデータ整備状況を検証、4年度）</li> </ul>
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進 ② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【主要】金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進（資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進、4年度）</li> <li>・【主要】ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進するとともにその環境を整備、4年度）</li> <li>・金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定、「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」、「実施計画」を適切に審査し、明瞭に基づき資本参加の決定、「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごと公表、4年度）</li> <li>・経営者保証に依存しない融資償還の確立に向けた取組の促進（あらゆる方を請じ、金融機関による経営者保証に依存しない融資を促進、4年度）</li> <li>・貸出態度判断D、I、（前年同期（3年3月）の水準を維持、4年度）※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> </ul>
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 国民の安定的な資産形成の促進 ② 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 ③ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着 ④ 顧客に寄り添った利用者サービス	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【主要】国民の安定的な資産形成の促進に向けた取組状況（①「資産所得倍増プラン」関連の規制改正要請提出、4年度、②N I S A制度の周知・広報活動の拡充、4年度）</li> <li>・【主要】「金融リテラシー調査」における正誤問題（金融知識・判断力）の正答率、4年度）</li> <li>・【主要】最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施、4年度）</li> <li>・【主要】金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実施、4年度）</li> <li>・利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、4年度）、②後見制度支援預金等の導入状況、4年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、4年度）、④金融機関における旧姓の通称使用への対応状況のフォローアップ、4年度）</li> </ul>
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ② 利用者保護のための制度・環境整備	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【主要】利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備等、4年度）</li> <li>・【主要】預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着重点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度）</li> <li>・【主要】保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着重点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度）</li> <li>・【主要】日本郵政グループにおける更なる態勢整備（顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度）</li> <li>・【主要】金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着重点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度）</li> <li>・【主要】前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（改正資金決済法の施行に向けた事務ガイドラインの改正等を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、4年度）</li> <li>・【主要】無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う、4年度）</li> <li>・相談室相談員の研修受講状況（5回、4年度）</li> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、4年度）</li> <li>・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、4年度）</li> <li>・財務局における寄附自治体の相談等向け研修の実施（各財務局において実施、4年度）</li> <li>・ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、4年度）</li> <li>・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、4年度）</li> <li>・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害者が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、4年度）</li> <li>・暗号資産交換業者における態勢整備（暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理体制等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図る、4年度）</li> </ul>

基本政策	施策	令和4年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組 ② 資産運用業の高度化 ③ 国際金融機能の確立 ④ 市場の機能強化に向けた環境整備 ⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等 ⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況(取締役会の一層の機能発揮、投資家と企業との建設的な対話の実効性向上等の観点からコーポレートガバナンス改革の取組状況のフォローアップを行うとともに、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の進捗として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の現状のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、企業情報の開示の充実に向けた取組として、有価証券報告書において、人的資本等に係る非財務情報の開示の充実を図る、4年度)</li> <li>・[主要]資産運用業の高度化に向けた取組の状況(資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等)に取り組み、4年度)</li> <li>・[主要]「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況(「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的に対応、4年度)</li> <li>・海外プロモーション活動等の取組状況(国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う、4年度)</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の取組状況(投資信託の非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備や新規公開(IPO)プロセスの見直しといったスタートアップ等への成長に資する取組、私設取引システム(PTS)における売買高上限の緩和や非上場有価証券等が取り扱われる場合の適切性の確保など市場インフラの機能向上に資する制度整備の検討など、4年度)</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況(清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、4年度)</li> <li>・金融指標の信頼性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況(特定金融指標であるTIBOR及びTORFの信頼性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークによる取組のフォローアップなど、4年度)</li> </ul>
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ③ EDINETの整備 ④ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施 ⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督 ⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日、4年6月13日)を踏まえた取組の促進(企業情報の開示の充実に向けた取組の促進、4年度)</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況(ディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施、4年度)</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率(99.9%以上、4年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。)</li> <li>・[主要]我が国において使用される会計基準の品質向上(IFRSの任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、4年度)</li> <li>・[主要]適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況(会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム(IFIA)への機動的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、4年度)</li> <li>・[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況(公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、4年度)</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況(優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、4年度)</li> <li>・国際会計人材ネットワークの登録者数(国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進、4年度)</li> </ul>
	3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	① 市場監視に係る取組	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融市場の新たな動向等の多面的な分析(金融商品取引所との連携や様々な金融市場に関する幅広い情報収集、4年度)</li> <li>・[主要]効果的な取引調査の実施(証券監視機能の情報受付窓口等に寄せられた情報の活用等、4年度)</li> <li>・[主要]具体的に分かりやすい情報発信の実施(個別の勧告・告発等や各事例集(企業情報等の開示、金融商品取引業者等の検査・モニタリング、不正取引)の公表等、4年度)</li> <li>・[主要]市場規律の強化に向けた一層の連携(自主規制機関等との意見交換を通じた双方の取組事例等の共有や、IOSCO MMoU等を利用した海外当局との情報交換の実施及びIOSCO等の国際会議における幅広い情報収集・発信、4年度)</li> <li>・[主要]積極的・機動的な調査・検査の実施(多角的・多面的な分析・検証を行い、課題解決命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施、4年度)</li> <li>・[主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対応(的確な非報告発等の実施、4年度)</li> <li>・[主要]証券モニタリングの適切な実施(適合原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステム・リスク管理の対応状況等の検証、4年度)</li> <li>・[主要]顧客本位のサービス向上を推進するための調査(非登録金融商品取引業者等に対する、投資者被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化、4年度)</li> <li>・[主要]デジタル化の飛躍的進展への対応及びデータの多様化・大容量化への対応(デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化、4年度)</li> <li>・[主要]業務のデジタル化の推進(調査・検査に伴う預貯金等照会業務の電子化等、4年度)</li> <li>・[主要]人材育成(市場監視を適切に行うための高度な専門性や幅広い視点を持った人材育成、4年度)</li> </ul>

**(横断的施策)**

1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的対応	① Web3.0等の進捗に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組 ② 決済インフラの高度化・効率化等	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的対応を実施することにより、金融行政の目標の実現(企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大)を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]暗号資産の新規取引に係る事前審査の合理化(測定指標に関する所要の制度整備の実施、4年度)</li> <li>・[主要]ブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化(測定指標に関する制度整備の実施、4年度)</li> <li>・[主要]証券トークンに関する事業環境整備(測定指標に関する制度整備の実施、4年度)</li> <li>・暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し(測定指標に関する税制改正要望、4年度)</li> <li>・信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁(測定指標に関する制度整備の実施、4年度)</li> <li>・FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援(FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的に対応、4年度)</li> <li>・フィンテックに関する調査研究やステークホルダーとの対話の実施(測定指標に関する調査研究の実施や国際会議の開催、4年度)</li> <li>・全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大(測定指標に関する所要の制度整備の実施、4年度)</li> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組(アカデミアと連携したデータ分析の実施、4年度)</li> </ul>
2 サステナブルファイナンスの推進	① 企業のサステナビリティ開示の充実 ② 市場機能の発揮 ③ 金融機関の機能発揮 ④ インパクトの評価 ⑤ 専門人材育成等	サステナブルファイナンスの推進を通じ、金融行政の目標の実現(企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大)を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]企業開示の充実(サステナビリティ情報開示の充実、4年度)</li> <li>・[主要]市場機能の発揮(資産運用会社における態勢構築や開示の充実、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範の策定等、4年度)</li> <li>・[主要]金融機関の機能発揮(脱炭素にむけた金融機関と企業の協働の促進等、4年度)</li> <li>・[主要]横断的施策の実施(インパクト投資の推進、専門人材育成等、4年度)</li> </ul>
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上 ③ 災害への対応	大規模災害等発生時の金融システム全体(金融行政及び金融機関等)における業務継続体制の確立を図るとともに、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること 近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]災害等発生時における金融行政の継続性確保のための取組(「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融行政業務継続計画の策定・検証・必要に応じて再実施、4年度)</li> <li>・[主要]災害等発生時に備えた訓練(金融行政の継続性確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、4年度)</li> <li>・[主要]業界横断的業務継続訓練の実施(訓練の実施、4年度)</li> <li>・[主要]ディスクッション・ペーパー公表、国際的な議論への貢献(オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた論点整理、金融機関や有識者との対話継続、4年度)</li> <li>・金融機関横断的サイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(160社、4年度)</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、4年度)</li> <li>・金融機関強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機関強化法(震災特例)について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、4年度)</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特例含む)の運用支援(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、4年度)</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付(各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、4年度)</li> </ul>

基本政策	施策	令和4年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
4	その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の強化）</li> <li>② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化</li> <li>③ 規制・制度改革等の推進</li> <li>④ 事前確認制度の適切な運用</li> <li>⑤ 金融行政におけるITの活用</li> <li>⑥ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</li> <li>⑦ 経済安全保障上の対応</li> </ul>	<p>基本政策に横断的に関係する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化、4年度）</li> <li>・〔主要〕マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化（マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組み、4年度）</li> <li>・〔主要〕「横断的施策-1」、「横断的施策-2」及び「横断的施策-3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生）を図ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化、4年度）</li> <li>・〔主要〕マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化（マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組み、4年度）</li> <li>・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、4年度）</li> <li>・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、4年度）</li> <li>・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に向けた具体的な検討、各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等、4年度）</li> <li>・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けた取組の推進（電子納付対応のためのシステム整備等を行い、運用を開始、4年度）</li> <li>・金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に向けた取組の推進（次期システムの設計・開発を推進、4年度）</li> <li>・窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施、4年度）</li> <li>・経済安全保障上の対応（関係機関との連携、4年度）</li> </ul>

**(金融庁の行政運営・組織の改革)**

1	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</li> <li>② 金融行政におけるデータ活用的高度化</li> <li>③ 金融行政に関する情報発信の充実</li> <li>④ 総合政策機能の強化</li> <li>⑤ 決済インフラの高度化・効率化</li> <li>⑥ 財務局とのさらなる連携・協働の推進</li> </ul>	<p>金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、4年度）</li> <li>・〔主要〕第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施（内外からの意見を金融行政へ継続的かつ的確に反映、4年度）</li> <li>・〔主要〕実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討（新たなデータ収集・管理の枠組み（いわゆる共同データプラットフォーム）に関する実証実験を実施、4年度）</li> <li>・〔主要〕データ分析の可視化・ツール化（金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討、4年度）</li> <li>・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握（モニタリング部門への結果還元、4年度）</li> <li>・〔主要〕データ分析における研修の実施・専門家による支援（データ分析プロジェクトの質の向上、4年度）</li> <li>・〔主要〕金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、4年度）</li> <li>・金融庁 Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、いいね数。その他SNSでの情報発信強化（当庁の施策等について、Twitter等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、4年度）</li> <li>・〔主要〕財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況（財務局とのさらなる連携・協働の推進、4年度）</li> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（アカデミアと連携したデータ分析の実施、4年度）</li> </ul>
2	検査・監督の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 検査・監督の質の向上（モニタリングの在り方）</li> </ul>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実施するとともに、検査・監督の質・深度を要するべく不断に改善を図っていくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び日々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況、検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方に沿った検査・監督の実践、4年度）</li> </ul>
3	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の能力・資質の向上</li> <li>② 職員の主体性・自主性の重視</li> <li>③ 誰もがいきいきと働ける環境の整備</li> <li>④ 幹部職員等のマネジメント力向上</li> </ul>	<p>全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔主要〕専門人材育成の取組状況（専門人材育成の枠組みのさらなる整備、4年度）</li> <li>・〔主要〕職員の主体性を重視した枠組みの活用状況（職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備、4年度）</li> <li>・〔主要〕業務の合理化・効率化の取組状況（業務のさらなる合理化・効率化、4年度）</li> <li>・〔主要〕適切なマネジメントに向けた取組状況（マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充、4年度）</li> </ul>

各施策及び主な事務事業

基本政策 I	金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
施策 I-1	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策 I-2	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策 I-3	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）

**施策 I -1****マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施**

<b>施策の概要</b>	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
<b>達成すべき目標</b>	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
<b>目標設定の考え方・根拠</b>	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。</p> <p>また、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナの世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタルイゼーションの進展など、金融業界を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融庁設置法</li><li>・各業法の目的規定、各種監督指針</li><li>・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）</li><li>・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25年9月6日）</li><li>・検査・監督基本方針（30年6月29日）</li><li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）</li><li>・令和4事務年度証券モニタリング基本方針（4年8月2日）</li><li>・2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（以下「金融行政方針」という。）（4年8月31日）</li></ul>

<p style="text-align: center;"><b>測定指標</b> (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、4年度）</li> <li>・[主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、4年度）</li> <li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、4年度）</li> <li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、4年度）</li> <li>・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、4年度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、4年度）</li> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、4年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、4年度）</li> <li>・大手保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、4年度）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>参考指標</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>

<b>主な事務事業の取組内容</b>	
<p>① マクロプルーデンスの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融経済情勢・世界情勢の先行きが不透明であることを踏まえ、経済環境の変化や金融市場の変調が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行い、それを踏まえ、②のとおり、リスク管理態勢等に関する業態横断的なモニタリングに加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた含めた効果的な金融モニタリングを行う。</li> <li>・金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、マクロ健全性維持の観点からの規則（カウンター・シクリカル・バッファ等）についても、適切に運用する。</li> </ul>

## ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施

- ・内外経済や金融市場の動向を踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行う。
- ・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促していく。
- ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行う。特に、最終化されたバーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを実施する。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、当局に寄せられる苦情・相談といった利用者トラブルに関する情報を幅広く収集しITを用いて分析に取り組む。
- ・5年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORの一部テナー（期間）を参照する新規取引の停止状況、既存契約の移行やフォールバック条項（※）の導入状況について、個別金融機関のモニタリングやLIBOR利用状況調査を通じて確認し、時間軸を意識した移行対応を促す。また、金融機関におけるLIBOR参照残存契約への対応状況や、市場データを用いて算出する擬似的な円LIBOR（シンセティック円LIBOR）の利用状況、及びシンセティック円LIBORを利用する際の顧客対応状況を確認する。さらには、シンセティック円LIBORの公表が4年12月末までであることを踏まえ、シンセティック円LIBORから代替金利指標への移行対応状況を確認する。  
（※）LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利指標について、契約当事者間であらかじめ合意した内容。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施する。  
**【大手銀行グループ】**
  - ・信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、必要な対応を検討する。また、市場リスク・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。その際、特に、外貨流動性に関しては、我が

国金融機関の外貨調達が市場性調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有していることに留意する。日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。政策保有株式についても保有意義や縮減計画の進捗を確認する。

- ・主要行等が海外での買収や拠点拡大など国境・業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行いつつ、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。その際、海外におけるファンドや低信用先との取引に関する戦略やリスク管理の枠組みを確認するほか、グローバルでの経営を支えるIT・システム・会計等の在り方について対話する。
- ・国内についても、銀証間のファイアーウォール規制の緩和を踏まえ、新設の「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」に寄せられる情報等を活用しつつ、優越的地位の濫用に関する防止態勢を重点的に検証する。

#### 【新形態銀行】

- ・各種リスク（収益性、システム、サイバーセキュリティ、AML／CFIT、ガバナンス、有価証券運用など）への対応状況を継続的に確認しつつ、持続的かつ適切な経営についてモニタリングを行う。
- ・また、経営トップとの対話（トップヒア）や親事業会社との対話を行い、グループベースでの事業戦略やガバナンスを含む経営の諸課題に対する認識を確認する。

#### 【地域金融機関】

- ・地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示の在り方を含めて、引き続き、取組事例の把握・共有に努めていく。

#### 【証券会社】

- ・証券会社としての金融仲介機能を十分に発揮することができるよう、顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促していく。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

#### 【保険会社】

- ・中長期的な事業環境の変化を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築に加え、保険会社の海外進出が進む中、グループガバナンスの高度化などを進めることが重要であり、こうした取組が着実に進展するよう、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。
- ・自然災害への対応については、各社の取組へのモニタリングを継続す

るほか、リスクに応じた水災保険料率の細分化について関係者と対話を行うとともに、水災補償の普及に向けたリスク情報の発信や災害に便乗した悪質商法等への対策に関係者と連携して取り組んでいく。

**【日本郵政】**

- ・日本郵政グループについては、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話する。

**【その他の業態】**

- ・電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図っていく。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、概ねAPI方式に移行されてきているものの、引き続き、接続を巡る課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握していく。
- ・ファンド・オブ・ファンズ形式等により、実質的に外部の運用会社が運用する投資信託や投資一任契約における、商品特性に応じた設定前の調査や設定後の把握状況の適切性について、金融審議会市場制度ワーキング・グループでの議論や投資信託協会における対応等も踏まえ、監督上の目線を検討していく。また、投資法人資産運用会社においては、親会社等の利害関係者との取引に関し、投資法人よりも親会社等の利益を優先する誘因が存在するところ、その誘因がより強い経営体制や業務状況の業者については、利益相反管理態勢等についてより深度あるモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行う。
- ・店頭FX業者について、リスク情報開示、ストレステスト及び取引データ保存・報告制度への対応状況のモニタリングを継続し、必要に応じてリスク低減等の態勢整備を促す。また、引き続き、顧客本位の業務運営に関する原則への取組やシステムリスク管理態勢の整備状況等についてモニタリングを行う。
- ・投資助言・代理業者について、インターネット・SNS等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。
- ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。また、貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続する。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況につ

いて引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。

- ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めていく。
- ・電子記録移転権利等取扱業者の業務特性等を踏まえ、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、迅速な登録審査を行うとともに、業容拡大に伴う業務運営状況に関して自主規制機関と連携し適切に当該業者へのモニタリングを実施していく。

#### 【担当部局名】

##### 総合政策局

国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、データ分析統括室、電子決済等代行業室

##### 監督局

総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング室、協同組織金融室、保険課、証券課  
証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

## 施策 I -2

### 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（バーゼルⅢ関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）から公表された I C S V e r 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえ主要論点の暫定決定を行う等国内規制の検討、令和4年度）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、4年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、4年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業態の健全性指標&lt;自己資本比率、不良債権比率等&gt;</li> </ul>

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、関連告示改正等の制度準備を進める。
- ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、I A I S（保険監督者国際機構）から公表された I C S V e r 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の内容を踏まえつつ、制度の基本的な内容の暫定決定を行う。そのうえで、新たな健全性政策への円滑な

	<p>移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努める。</li> </ul>
<p>② 円滑な破綻処理のための態勢整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</li> <li>名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

リスク分析総括課、健全性基準室

監督局

監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課

施策 I - 3

金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施(特にコロナ後を見据えた取組の実施)

<p>施策の概要</p>	<p>コロナ後を見据え、金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービス提供に必要な制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への適切かつ迅速な資金繰り支援を含め、金融機関による事業者支援に万全を期すとともに、地域を含めた我が国経済の力強い回復とその後の持続的な成長を支える金融機関の取組を後押ししていく。</li> <li>・金融機関が金融仲介機能の発揮を通じて、我が国経済を支えていくことができるよう、金融庁は、経営基盤の強化と財務の健全性の確保のほか、利用者目線を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、金融機関との対話を進化させていく。</li> </ul> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（令和 4 年 8 月 31 日）等</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進（資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進、4 年度）</li> <li>・[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進するとともにその環境を整備、4 年度）</li> <li>・金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、4 年度）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進（あらゆる方策を講じ、金融機関による経営者保証に依存しない融資を促進、4年度）</li> <li>・貸出態度判断D. I.（前年同期（3年3月）の水準を維持、4年度）※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）</li> <li>・融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報&lt;内容&gt;</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関による、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援等の状況や、事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促していく。</li> <li>・金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等をもとに、必要に応じて個々の金融機関に対し適切な対応を求めるほか、信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁等とも連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を行っていく。</li> <li>・金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表する。</li> <li>・財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させていく。経済産業局や、地域の関係者との連携・協働を深化させ、それぞれの地域の特性を踏まえながら、例えば、事業承継や気候変動問題に関する連携強化などの地域ごとに特定された課題への対応、都道府県内を地域経済圏ごとに捉えた場合における課題の特定と対応策の検討、これまでに構築された事業者支援態勢の実効性の確認などの取組を進めていく。</li> <li>・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画の策定支援や「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく保証債務整理の状況についてフォローアップを行う。</li> <li>・「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、REVICareerの機能の拡充等を通じ、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するほか、地域金融機関による人材仲介を通じた事業者支援について相談対応や実態把握、周知・広報等を行う「人財コンシェルジュ」事業を実施し、当該事業者支援の高度化を図り、地域への新たな人の流れの創出と地域経済の活性化を後押しす</li> </ul>

る。

- ・金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、実践的な事業者支援のノウハウや知見の共有を進めるとともに、地域・組織・業態を超えた職員間のつながりを強化していく。また、財務局や信用保証協会を中心に各地域で開催されている意見交換会や講演等についても、金融機関出身の職員を派遣するなど、地域内の事業者支援の活動を引き続き後押ししていく。
- ・地域金融機関による効果的・効率的な事業者支援の実施を促進するために、現場職員が担当先の経営改善支援に当たって、担当先それぞれが抱える課題に応じた優先順位付けを行う際のAI等の活用可能性に関する研究を進める。あわせて、現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、事業者支援のニーズが予想される業種を中心に、有識者の知見を踏まえつつ、事業者支援に当たっての業種別の着眼点をまとめることを検討する。
- ・地域金融機関による事業者のデジタル化支援を促進するため、各種補助事業を関係省庁と連携して周知することなどを通じて、地域金融機関の取組を後押ししていく。
- ・デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応する。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績や、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」の公表を行うと共に、活用実績等を踏まえ、進捗が遅れていると考えられる金融機関に対し、ヒアリングを行う。
- ・関係省庁と連携し、金融機関が経営者保証を徴求しない創業融資を促進する。
- ・経営者保証を徴求する場合には、保証契約の必要性に係る個別・具体的内容及び保証契約の変更・解除の可能性に関し、事業者に対して、詳細に説明するよう、金融機関に求めていくとともに、金融機関の取組状況について、フォローアップを行う。
- ・金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の早期実現に向けて、制度設計の具体的な在り方について幅広い関係者と意見交換を進めるとともに、金融機関や監督当局等における実務上の取扱い等についても検討を深めていく。金融庁では、こうした検討等を踏まえ、我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献していく。

② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備

- ・金融庁・財務局として地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促す。
- ・地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進する。経営の高度化・多角化を図るために、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認していく。
- ・持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、各層の役職員との対話を通じて、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を促していく。
- ・独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行っていく。
- ・「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施する。
- ・地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、様々なバックグラウンドを持つ関係者が議論する場であるRegional Banking Summit (Re:ing/SUM)を開催する。
- ・地域金融機関による地元取引先等に対する継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況をモニタリングする。
- ・地域、国内外の経済情勢、金融市場の動向等を踏まえ、関係部署とも連携した情報収集に努め、大口与信先やコロナ関連業種等の信用状況、市況の変化が各行の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促していく。
- ・地域金融機関によるポストコロナ、ウイズコロナを見据えた、持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理体制、リスクテイクの積極化や多様化に応じた有価証券運用の管理状況、金融商品販売時等における顧客保護態勢などについて、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用し、モニタリングしていく。
- ・特に、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促していく。
- ・リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施していく。
- ・コロナの影響の長期化等にくわえ、デジタル化や気候変動への対応など事業者のニーズが多様化する中で、協同組織金融機関においてニーズに応じた支援が行われているか確認するとともに、こうした支援の

一助となるよう、関係省庁等と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透や、先進的な事例の横展開を図っていく。

- ・協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、それぞれの規模・特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポート等を活用した経営基盤の強化を促していく。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めるほか、持続的な価値創造を支える基盤は人的資本であるとの観点から、対話を通じて、人的投資や人材育成の取組を促していく。その際、特定の答えを前提としない探究型対話の手法を必要に応じて活用する。
- ・コロナの影響の長期化等により経済や市場環境が変動する中、協同組織金融機関において適切なリスク管理が行われているかについて、信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認する。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促す。
- ・新規業務の許認可等に関して、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押ししていく。
- ・中央機関については、対話を通じて、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決に資する取組への支援を進めることを促していく。
- ・金融機能強化法（「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む）に基づき、資本参加の申請を受けた場合は、「経営強化計画」について、金融仲介の取組方針・各種施策の実行性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価する。また、同法に基づき、「資金交付制度」の活用申請を受けた場合は、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価する。
- ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行う

とともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。

- ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
- ・金融機関を含む幅広い関係者からの情報収集を通じて、コロナの影響も含めた地域経済の実勢・地域経済エコシステムの実態把握を進め、地域産業・企業への支援方針に係る金融機関との対話等に活用していく。
- ・地域課題の解決支援については、様々な地域から寄せられた全国各地での地域課題に対して、地域の産学官金等の関係者とともに、具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組を進めていく。

**【担当部局名】**

**監督局**

**監督調査室**、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室

<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の保護と利用者利便の向上</b>
<b>施策Ⅱ-1</b>	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
<b>施策Ⅱ-2</b>	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

**施策Ⅱ-1****利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施**

<p>施策の概要</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）</li> <li>・ 金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表）</li> <li>・ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定）</li> <li>・ 金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）</li> <li>・ 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表）</li> <li>・ 消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定）</li> <li>・ 未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定）</li> <li>・ 高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定）</li> <li>・ 未来投資戦略 2018—「S o c i e t y 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定）</li> <li>・ 「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日）</li> <li>・ 認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日）</li> <li>・ 金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（2 年 8 月 5 日）</li> <li>・ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（4 年 6 月 7 日）</li> <li>・ フォローアップ（4 年 6 月 7 日）</li> <li>・ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（4 年 6 月 7 日）</li> <li>・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）（4 年 6 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）</li> </ul>

	<p>決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理（4年6月22日）</li> <li>2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[主要]国民の安定的な資産形成の促進に向けた取組状況（①「資産所得倍増プラン」関連の税制改正要望提出・4年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充、4年度）</li> <li>[主要]「金融リテラシー調査」における正誤問題（金融知識・判断力）の正答率、4年度）</li> <li>[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施、4年度）</li> <li>[主要]金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、4年度）</li> <li>利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、4年度）、②後見制度支援預金等の導入状況、4年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、4年度）、④金融機関における旧姓の通称使用への対応状況のフォローアップ、4年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数</li> <li>つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 国民の安定的な資産形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な資産形成の促進や、つみたてNISAの普及促進に向けて、国民への呼びかけを進める。その際、雑誌やテレビなどのメディアや金融関係団体、地方自治体と有効に連携し、幅広い層への効果的な情報発信を図る。</li> <li>令和5年度税制改正に向けて、NISAの抜本的拡充・恒久化をはじめとする「資産所得倍増プラン」関連の要望を行う。</li> </ul>
② 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁・財務局では、新学習指導要領に対応した授業の円滑な実施を支</li> </ul>

援するため、教育現場と連携し、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を実施する。また、金融機関や業界団体においても、様々な形で資産形成に関する情報提供や金融経済教育が実施されている。令和4年末までに策定される「資産所得倍増プラン」も踏まえ、こうした民間における取組の実態を把握し、これらと有効に連携しつつ、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を検討する。

③ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着

金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」を新たに立ち上げた上で、市場制度ワーキング・グループの中間整理を踏まえ、以下の取組を実施。

- ・資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直し等を検討する。
- ・顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供されるよう、デジタルツールも活用した情報提供の充実に向けた制度面の検討を行う。
- ・顧客に対するコンサルティングやアドバイスを重視する動きが広がる中、証券会社等の投資助言葉の兼業に係る環境整備を行うとともに、勧誘・助言に関する制度的枠組みについての検討を引き続き行う。

金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施。

- ・取組方針等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表する。また、投資信託の共通 K P I に関する報告についても、その計数をとりまとめ、分析結果を公表する。
- ・外貨建保険の共通 K P I についても、投資信託と同様に分析結果を公表する。また、外貨建保険の共通 K P I の普及・浸透を図るとともに、金融事業者による公表を促す。
- ・金融事業者における取組方針等について、記載上の工夫が認められる事例などを収集し、公表する。
- ・顧客本位の業務運営に関する金融事業者の具体的な取組が取組方針の中で明確化されているか、営業現場において定着しているかについてモニタリングを行う。
- ・金融事業者において顧客の資産形成に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。
- ・外貨建保険の販売等については、保険会社や金融機関代理店との対話やアンケートの実施等を通じて、募集管理やアフターフォロー等の取組の浸透・定着状況のフォローアップを行う。
- ・「重要情報シート」を活用してわかりやすい情報提供が行われるよう業界と議論を継続していく。また、主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入及び活用状況について、引き続きモニタリングを実施す

る。

④ 顧客に寄り添った利用者サービス

- ・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促していくほか、障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。保険会社による障がい者等への対応について、障がい者等の利便性向上に配慮した取組をより一層促す観点から、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を検討する。
- ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促すとともに、導入済み金融機関において、利用者がより円滑なサービス提供が受けられるよう各拠点への一層の浸透を促す。金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知を行っていく。投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論を行っていく。
- ・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」等に基づき、以下の取組を実施していく。
  - ✓ 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネーローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。
  - ✓ 金融機関に対して、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。
  - ✓ 来日したウクライナ避難民について、金融機関の現場において適切な対応が行われるよう、金融機関に促していく。
  - ✓ 外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネーローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。
- ・金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的として実施したアンケートの調査結果を踏ま

え、旧姓名義による口座開設等について、金融機関に対してより一層前向きな対応を働きかけていく。

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課

## 施策Ⅱ-2

### 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業法の目的規定、各監督指針等</li> <li>・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）</li> <li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月24日）</li> <li>・顧客本位の業務運営に関する原則（29年3月30日）</li> <li>・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）</li> <li>・2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日）</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備等、4年度）</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度）</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指</li> </ul>

- 針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度)
- ・[主要]日本郵政グループにおける更なる態勢整備（顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度)
  - ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、4年度)
  - ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（改正資金決済法の施行に向けた事務ガイドラインの改正等を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、4年度)
  - ・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う、4年度)
  - ・相談室相談員の研修受講状況（5回、4年度)
  - ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、4年度)
  - ・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、4年度)
  - ・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、4年度)
  - ・ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、4年度)
  - ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、4年度)
  - ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、4年度)
  - ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、4年度)
  - ・暗号資産交換業者における態勢整備（暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・

	<p>内部管理態勢等について、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図る、4年度)</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況&lt;受付件数等&gt;</li> <li>・無届募集等の件数</li> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数</li> <li>・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数</li> <li>・金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数</li> <li>・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況&lt;金額&gt;</li> <li>※預金保険機構公表資料</li> <li>・振り込め詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt;</li> <li>※警察庁公表資料</li> <li>・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。</li> <li>・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営を促す観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。</li> <li>・預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促す。</li> <li>・保険会社については、対話を通じて、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進や保険代理店管理態勢の高度化等を促す。また、保険契約者からの信頼を確保するため、実効的な営業職員管理態勢の整備を促すほか、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発・募集活動を防止するため、国税庁と連携し、実効性のある商品審査等を行っていく。</li> <li>・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規業務・新商品のサービス</li> </ul>

提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話する。

- ・少額短期保険業者については、財務局と連携し、モニタリング方法を見直しつつ、財務の健全性や業務の適切性に関する問題を早期に把握し適切な対応を行っていく。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを適切に実施する。
- ・資金移動業者については、新しい種別の資金移動業の創設を踏まえ、既存の種別も含め、登録審査及び業務実施計画の認可審査について、引き続き、手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行っていく。また、前払式支払手段発行者については、改正資金決済法（公布後1年以内施行）の施行に向け、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る政令・内閣府令の改正等に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行っていく。一部の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、事業者及び必要に応じてその親会社等と対話を行って、全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めていく。
- ・資金移動業者の全銀システムへの参加資格拡大に向けて、新たに全銀システムへ接続する事業者へのモニタリングの観点を踏まえた事務ガイドラインの改正に取り組む。
- ・暗号資産交換業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、ガバナンス・内部管理態勢等について、利用者保護の観点から、モニタリングを実施するとともに、サイバーセキュリティ水準の向上を促す。継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図るほか、新規の暗号資産交換業の登録申請者に対して、審査プロセスの透明性を維持しつつ、より迅速に登録審査を進める。また、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応する。

## ② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携する。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行う。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行う。また、無届けで募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質

問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、電話受付時間外での質問等への対応ができるサービスを導入する。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。

- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化及びオンラインの活用も含めた利用者利便に一層資する取組を促す。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進める。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行う。
- ・多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種の取組を進めていく。とりわけ、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組をさらに推進する。
- ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行う。
- ・警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者を促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らか

に信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、また、広報活動等を通じて、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底する。

【担当部局名】

監督局

監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課

企画市場局

調査室、信用制度参事官室、企業開示課

総合政策局

リスク分析総括課、フィンテック参事官室、貸金業室、金融トラブル解決制度推進室

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課、開示検査課

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>
<b>施策Ⅲ-1</b>	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ-2</b>	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
<b>施策Ⅲ-3</b>	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

### 施策Ⅲ－１

## 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>我が国の持続的成長を促し、企業価値の向上と収益の果実が国民に還元される資金の好循環を実現するために、資産形成を支えるインベストメント・チェーンの各参加者が期待される役割を十分に発揮する必要がある。具体的には、年金基金等のアセットオーナーや資産運用会社に対して投資リターンの安定的な向上に向けた資産運用の高度化を促していく。また、スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給を促すために資本市場の機能強化を図るとともに、企業の持続的な価値創造の基盤となる人的資本をはじめとして非財務情報の開示を充実する。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成 28 年 12 月 22 日）</li><li>・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年 12 月 27 日）</li><li>・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2 年 3 月 24 日再改訂）</li><li>・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2 年 12 月 8 日閣議決定）</li><li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（2 年 12 月 23 日）</li><li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書（3 年 6 月 2 日）</li><li>・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（3 年 6 月 11 日再改訂）</li><li>・「投資家と企業の対話ガイドライン」（3 年 6 月 11 日改訂）</li><li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3 年 6 月 18 日）</li><li>・「経済財政運営と改革の基本方針 2022 について」（4 年 6 月 7 日閣議決定）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制改革実施計画」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・「フォローアップ」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(4年6月13日)</li> <li>・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(4年6月17日改訂)</li> <li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(4年6月22日)</li> <li>・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～(4年8月31日)</li> </ul>
<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況 (取締役会の一層の機能発揮、投資家と企業との建設的な対話の実効性向上等の観点からコーポレートガバナンス改革の取組状況のフォローアップを行うとともに、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、企業情報の開示の充実に向けた取組として、有価証券報告書において、人的資本等に係る非財務情報の開示の充実を図る、4年度)</li> <li>・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況(資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等に取り組む、4年度)</li> <li>・[主要]「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況(「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応、4年度)</li> <li>・海外プロモーション活動等の取組状況(国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う、4年度)</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の取組状況(投資信託の非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備や新規公開(IPO)プロセスの見直しといったスタートアップ等の成長に資する取組、私設取引システム(PTS)における売買高上限の緩和や非上場有価証券等取り扱う場合の適切性の確保など市場インフラの機能向上に資する制度整備の検討など、4年度)</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況(清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利</li> </ul>

	<p>便性を向上するための取組を促す、4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークによる取組のフォローアップなど、4年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場）</li> <li>独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場）</li> <li>中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所プライム市場）</li> <li>買収防衛策の状況</li> <li>スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
①	<p>コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の一層の機能発揮、投資家と企業との建設的な対話の実効性向上等の観点から、これまでのコーポレートガバナンス改革の取組状況のフォローアップを行う。</li> <li>コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。</li> <li>改訂版のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、内部監査部門と取締役・監査役との適切な連携を促すとともに、企業の監査に対する信頼性や内部統制等の実効性を確保するための方策を検討する。</li> <li>有価証券報告書に人材育成方針や社内環境整備方針、これらの方針と総合的で測定可能な指標・目標、男女間賃金格差、女性管理職比率、取締役会等の活動状況等を開示項目とするため、また、重要な契約に係る開示の充実のため、所要の改正を行う。</li> <li>有価証券報告書等の記述情報の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）に関する開示のほか、投資家からのニーズが高まっているサステナビリティに関する開示について、「記述情報の開示の好事例集」を改訂する。加えて、開示情報の充実を図る観点から、企業等に対してセミナーや解説動画の配信等を実施する。</li> </ul>
②	<p>資産運用業の高度化</p>

- ・ガバナンス機能の強化に向けた取組が、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているかについて、個別ファンドの商品内容・運用状況に関する検証を行いつつ、各社との対話を継続的に実施する。
- ・特に、大手資産運用会社共通の課題と考えられる「顧客利益を最優先に考えたプロダクトガバナンス体制の確立」については、経営陣主導により実効性確保に向けた取組が行われているかについて、重点的にモニタリングを行っていく。
- ・インベストメント・チェーンの機能向上を図るために、企業年金等のオルタナティブ運用など、機関投資家（アセットオーナー）の運用高度化に向けた取組や運用手法について、調査・分析を行う。
- ・多様なアセットオーナー、アセットマネージャー、所管省庁、有識者、国際機関等が相互に連携し、保有・受託資産の持続的増大を図っていくための対話が行われることを促していく。

### ③ 国際金融機能の確立

- ・確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境、大きな実体経済と株式市場、約2,000兆円という家計金融資産といった我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に取り組む。
- ・具体的には、海外資産運用業者等の声も踏まえ、英語によるワンストップ対応の対象の更なる拡大（第二種金融商品取引業の登録申請者のうち一定の要件を満たす者）について検討を行い、必要に応じて告示改正や体制拡充を行う。
- ・既存・新規の資産運用業者等や法律事務所の声も踏まえ、人的構成要件を含めた登録等の手続きや要件の明確化、その際に参考となる情報のさらなる発信等により、国内外からの我が国の市場への新規参入の円滑化にさらに取り組むとともに、適切な登録審査を行う。
- ・縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を継続する。また、その対象について、英語によるワンストップ対応の対象拡大の検討状況に応じて拡大して実施し、外国人のニーズや行政面の課題についての情報を把握し、今後の改善策検討に繋げる。
- ・中小企業庁等における、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象の資産運用業者等への拡大に向けた検討について、4年度内を目途として、信用保証制度等の対象に資産運用業者等が追加されるように引き続き後押しする。
- ・これらの取組を充実させることにくわえ、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、海外資産運用業者等に対する直接の働きかけを強化する。
- ・具体的には、国際金融センター関連施策や日本での拠点開設・生活に役立つ情報にくわえ、我が国の市場の成長性や魅力等についても、引き続き分かりやすく発信するよう努める。特に、海外資産運用業者等の我が国で想定される業務内容ごとに、よりきめ細かい情報発信を行ってい

	<p>く。こうした観点から、国際金融センターの特設ウェブサイトの改修を行う（4年秋頃から順次実施予定）。また、在外公館等とも連携したセミナーの開催も継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国に進出済みの資産運用業者等の日本拠点にくわえ、その海外拠点とも定期的な対話を行い、関係を強化することにより、我が国の金融・資本市場を通じた取引や日本企業等への資金供給を促すとともに、我が国での業務拡大に向けたニーズや課題を幅広く把握し、今後の取組に活かしていく。</li> <li>・これまでコロナで難しかった現地での対面のプロモーション活動を行うことで、我が国へ未進出の海外資産運用業者等の関心の掘り起こしや直接の働きかけを強化していく。</li> <li>・A I 翻訳サービスについて、金融専用モデルの実装も踏まえ、業務への活用拡大に努める。</li> </ul>
④	<p>市場の機能強化に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長資金供給のあり方について、アセットオーナー等による資金供給の拡大、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化、地域企業の事業再生・事業承継の円滑化に向けた非上場株式の取引範囲の拡大といったスタートアップ・非上場企業の成長を支えるための制度・環境整備を進める。</li> <li>・企業の成長に資する上場等のあり方について、IPOプロセスの見直し、企業特性に合わせた上場審査の実現、ダイレクタリストイングを利用しやすい環境の整備、合併・買収（M&amp;A）を目的とした公募増資ルールの見直しといった企業の持続的な成長に資する取組を進める。</li> <li>・東京証券取引所における「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」やTOPIX算出範囲の見直しの取組等について、その状況を注視していく。</li> <li>・立会時間の延伸は、投資信託の基準価額算出などの後続業務をはじめ、システム対応や情報開示など多方面に影響があることから、検討を進めていく際には、東京証券取引所のほか各業界団体等とも緊密に連携して対応していく。</li> <li>・上場株式等について、金融商品取引所とPTSによる適切な市場間競争を通じた市場全体としての機能向上の観点から、オークション方式に係るPTSの売買高上限の緩和、不公正取引への対応や取引情報の公表等の具体的な制度のあり方について検討する。</li> <li>・非上場有価証券等について、非上場株式、証券トークン、外国株式といった取扱商品に応じた認可審査の柔軟化・迅速化等の環境整備を進めていく。</li> <li>・銀証ファイアーウォール規制について、スタートアップを含む中堅・中小企業の資金調達等に資するかといった観点も踏まえつつ、その見直しの必要性を含め、引き続き検討を行っていく。</li> <li>・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け取り組む。</li> </ul>
⑤	<p>市場の安定性等確保に向けた監督の実施等</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場インフラは、利害関係者の利益を考慮した運営が求められるところ、特に競合他社が事実上存在しない振替機関及び清算機関においては、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視する。</li> <li>・清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正を実施する。</li> <li>・危機管理グループ会合や監督カレッジへの参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図る。</li> <li>・日本証券クリアリング機構における上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の一部見直し等について必要な対応を行っていく。</li> <li>・取引情報報告制度の報告項目の拡充等に向け、内閣府令の改正等の制度整備を行う。</li> </ul>
⑥	<p>金融指標の頑健性・透明性の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TORFについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップする。</li> <li>・TIBORについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップする。特に、全銀協TIBOR運営機関が4年5月31日に公表した「全銀協TIBORエクスポージャー調査の結果概要」を踏まえつつ、全銀協TIBORのフォールバック等に関する運営機関での頑健性向上に向けた議論を後押しするとともに、金融機関におけるフォールバック条項導入を促すための方策について検討を実施する。また、全銀協TIBOR運営機関において6年12月末日途での廃止が検討されているユーロ円TIBORについて、運営機関における検討をフォローアップするとともに、金融機関に対して必要に応じて適切な対応を促す。</li> <li>・特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

監督局

銀行第一課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

## 施策Ⅲ-2

### 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日）</li> <li>・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日、令和3年11月12日）</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日）</li> <li>・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月5日）</li> <li>・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（3年11月19日）</li> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針2022について」（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・「フォローアップ」（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・2022 事務年度金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日）を踏まえた取組の促進（企業情報の開示の充実にに向けた取組の促進、4年度）</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、4年度）</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDI</li> </ul>

	<p>NET) の稼働率 (99.9%以上、4年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上 (IFRSの任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、4年度)</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況 (会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、4年度)</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況 (公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、4年度)</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況 (優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、4年度)</li> <li>・国際会計人材ネットワークの登録者数 (国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進、4年度)</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示書類の提出会社数 (内国会社)</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・EDINETのアクセス件数 (API経由のアクセス件数を含む)</li> <li>・EDINETの利用者の利便性向上のための取組の実施状況&lt;内容&gt;</li> <li>・IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合</li> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況&lt;件数&gt;</li> <li>・公認会計士試験の出願者数</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の法令上の位置づけや、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所規則の四半期決算短信に一本化するための具体策について、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、幅広く関係者の意見を聞きながら検討する。</li> <li>・国際サステナビリティ基準審議会のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、SSBJ等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。</li> <li>・気候変動関連や人的資本を含むサステナビリティ情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集」を改訂する。気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) コンソーシアム等の活動を通</li> </ul>

	<p>じ、TCFD開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信していく。</p>
<p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。</li> <li>・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。</li> <li>・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
<p>③ EDINETの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EDINETのシステム再構築について、次期システムを安定的に稼働させるため、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、4年度中にシステム更改を行う。</li> <li>・次期システムの安全運用及び情報セキュリティの確保に努めるとともに、一般に新システムの稼働初期においては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意しつつ、必要な体制の構築に努める。</li> </ul>
<p>④ 我が国において使用される会計基準の品質向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計基準機構、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするための取組を進める。</li> <li>・国際会計基準審議会（IASB）等において、国際的にのれんの会計処理の議論が進んでいるところ、我が国の考え方をIFRSに反映する努力を強化する。</li> <li>・金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組をサポートする。</li> <li>・「国際会計人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進し、国際的な基準策定等に参画する。</li> </ul>
<p>⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行う。</li> <li>・「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアッ</li> </ul>

プする。

- ・「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、記載内容や傾向に関する分析及び関係者との議論を行い、「KAMの特徴的な事例と記載のポイント」を改訂する。
- ・監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）が監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、その改訂を行う。
- ・企業のガバナンスに不可欠な内部統制については、現行の内部統制報告制度に関する課題を整理の上、国際的な内部統制やリスクマネジメントの議論の進展も踏まえつつ、内部統制の実効性向上に向けた検討を行う。
- ・監査監督機関国際フォーラム（IF IAR）の副議長国という組織運営に責任を有する立場から、加盟国間での知見・経験の共有やステークホルダーとの対話等のIF IARの機能をより一層発揮し、グローバルな監査品質の向上に一段と貢献する。事務局のホスト国として、IF IARへの一貫した支援の継続や、新たなメンバー類型の活用も視野に入れた、アジア諸国をはじめとするIF IAR未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献、「日本IF IARネットワーク」等を通じた、IF IARにおける議論の国内関係者への発信を行う。また、日本の監査監督当局として、IF IAR加盟国を含む各国の監査監督当局との一層の連携強化を行う。

⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督

- ・公認会計士・監査審査会として、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。その際、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。
- ・検査においては、監査の品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメントや業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスク、収益認識、会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況や、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備に係るその後の改善対応等について検証する。
- ・また、改訂品質管理基準に基づく品質管理システムの導入に向けた監査法人等における準備・対応状況を重点的に確認するとともに、これに伴う審査会におけるモニタリングの内容の見直しについて検討を進める。
- ・モニタリングにおいては、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的なモニタリングに努める。
- ・モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めるとともに、分かりやすい情報提供を行う。
- ・監査品質の向上のため、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングとが全体として最大限の効果を発揮するよう、深度ある連携に努める。

⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進

- ・公認会計士試験の運営において、引き続きコロナや自然災害に留意する。また、受験者の利便性向上のため、現状、オンライン化に対応していない一部の申請手続について、オンラインでの提出が可能となるよう、6年度のシステム更改に向けた検討・準備を進める。
- ・引き続き、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のための広報活動等を実施する。

【担当部局名】

企画市場局

企業開示課

総合政策局

I F I A R 戦略企画室、審判手続室

公認会計士・監査審査会

### 施策Ⅲ-3

## 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等</li> <li>・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）（令和 2 年 1 月 24 日）</li> <li>・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①[主要]金融市場の新たな動向等の多面的な分析（金融商品取引所との連携や様々な金融市場に関する幅広い情報収集、4 年度）</li> <li>②[主要]効果的な取引審査の実施（証券監視委の情報受付窓口等に寄せられた情報の活用等、4 年度）</li> <li>③[主要]具体的で分かりやすい情報発信の実施（個別の勧告・告発等や各事例集（企業情報等の開示、金融商品取引業者等の検査・モニタリング、不公正取引）の公表等、4 年度）</li> <li>④[主要]市場規律の強化に向けた一層の連携（自主規制機関等との意見交換を通じた双方の取組事例等の共有や、IOSCO MMoU 等を利用した海外当局との情報交換の実施及び IOSCO 等の国際会議における幅広い情報収集・発信、4 年度）</li> <li>⑤[主要]積極的・機動的な調査・検査の実施（多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施、4 年度）</li> <li>⑥[主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対処（的確な刑事告発等の実施、4 年度）</li> <li>⑦[主要]証券モニタリングの適切な実施（適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位</li> </ol>

	<p>の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証、4年度)</p> <p>⑧[主要]裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用（無登録で金融商品取引業を行っている者等に対する、投資者被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化、4年度)</p> <p>⑨[主要]デジタル化の飛躍的進展への対応及びデータの多様化・大容量化への対応（デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化、4年度)</p> <p>⑩[主要]業務のデジタル化の推進（調査・検査に伴う預貯金等照会業務の電子化等、4年度)</p> <p>⑪[主要]人材育成（市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成、4年度)</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・海外当局との情報交換件数&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・デジタルフォレンジックの実施状況&lt;調査・検査件数&gt;</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 市場監視に係る取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所とも連携しながら、投資家、証券会社などの市場関係者から、株式、債券、デリバティブ等の様々な金融市場に関する幅広い情報を収集して、金融市場における新たな動向や課題の多面的な分析を行う。また、不正取引の端緒発見のため、証券監視委の情報受付窓口等に寄せられた情報も活用するなどして、効率的な取引審査を行う。</li> <li>・市場における自己規律強化の観点から、個別の課徴金勧告・刑事告発等や企業情報の開示、金融商品取引業者等の検査・モニタリング、不正取引に係る各事例集の公表等において、具体的で分かりやすい情報発信を実施する。また、自主規制機関等との意見交換会を企画し、双方の取組事例や課題の共有を行うことで、連携を強化する。さらに、海外当</li> </ul>

局との間でIOSCO MMoU等を利用した情報交換を実施するとともに、IOSCO（主に年次総会や政策委員会、地域会合）等の国際会議に参加し、幅広く情報収集、情報発信を行う。

- ・事案の様態に応じた多角的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施していくとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。
- ・証券モニタリングにおいては、業態横断的に、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況（特に仕組債のような複雑なリスク構造を持つ商品の販売）、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理（外部委託先の管理を含む）の対応状況等について検証を行う。また、金融商品取引業者等の規模や業態に応じて、例えば、銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等の整備状況など、業務の適切性や内部管理態勢の整備状況等について検証する。
- ・無登録で金融商品取引業を行っている者や無届けで有価証券の募集等を行っている者に対し、投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への禁止命令等申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との連携を強化していく。
- ・デジタル化の飛躍的進展及びデータの多様化・大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化を推進する。
- ・調査・検査に伴う預貯金等の照会業務を既存の民間サービスも活用しながら電子化していくなど、業務のデジタル化を着実に進めていく。
- ・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

#### 【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総務課、情報解析室、IT戦略室、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課

総合政策局

審判手続室

監督局

証券課

企画市場局

企業開示課

**(横断的施策)**

1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

2 サステナブルファイナンスの推進

3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

4 その他の横断的施策

## 横断的施策－ 1

### デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

<p>施策の概要</p>	<p>デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、We b 3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組を進める。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融行政の目標を実現するため、We b 3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組や、決済インフラの高度化・効率化等に向けた取組といった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があるため。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</li> <li>・フォローアップ（4 年 6 月 7 日閣議決定）</li> <li>・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4 年 8 月 31 日）等</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化（左記測定指標に関する所要の制度整備の実施、4 年度）</li> <li>・[主要] ブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化（左記測定指標に関する制度整備の実施、4 年度）</li> <li>・[主要] 証券トークンに関する事業環境整備（左記測定指標に関する制度整備の実施、4 年度）</li> <li>・暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し（左記測定指標に関する税制改正要望、4 年度）</li> <li>・信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁（左記測定指標に関する制度整備の実施、4 年度）</li> <li>・F i n T e c h サポートデスクやF i n T e c h 実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援（F i n T e c h サポートデスクで受け付けた相談や、F i n T e c h 実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、4 年度）</li> <li>・フィンテックに関する調査研究やステークホルダーとの対話の実</li> </ul>

	<p>施（左記測定指標に関する調査研究の実施や国際会議の開催、4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大（左記測定指標に関する所要の制度整備の実施、4年度）</li> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（アカデミアと連携したデータ分析の実施、4年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F i n T e c h サポートデスクの受付状況</li> <li>・ F i n T e c h 実証実験ハブの支援実施状況</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
①	<p>Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Web3.0の推進に向けた環境整備に関する政府全体の議論に参画し、貢献する。</li> <li>・ 暗号資産の新規取扱いについては、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と更なる改善策を講じる。</li> <li>・ NFT等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等について、資金決済法上の暗号資産該当性に係る判断基準の明確化を行う。</li> <li>・ 暗号資産（いわゆるガバナンストークンを含む）のうち発行体保有分についての期末時価評価課税に関する課題への対応（税制改正要望を含む）を行う。</li> <li>・ 改正資金決済法の成立を受け、いわゆるステーブルコインに関する制度を着実に施行・運用する。</li> <li>・ 信託銀行による暗号資産の信託の受託を可能とする内閣府令の改正に向けて取り組む。</li> <li>・ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資家保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うPTSの認可審査やPTSが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、所要の制度整備を行う。</li> <li>・ 埋め込み型金融等の新たな形態の金融サービスについて、その実態を把握する。</li> <li>・ 金融サービス仲介業については、オンラインかつワンストップでの銀行・証券・保険サービスの提供など、利用者利便の向上に資することが期待される。こうした新たなサービスが利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、制度内容の周知等に取り組む。</li> <li>・ 世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献し</li> </ul>

ていく。

- ・グローバルステーブルコインへの対応も含め、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿って取組を推進し、国際的な議論に貢献する。
- ・新たな金融サービスの育成普及に向けて、F i n T e c h サポートデスクやF i n T e c h 実証実験ハブにより、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続する。
- ・日系フィンテック事業者と海外V C 等との連携や、内外フィンテック事業者と国内金融機関との連携について、その強化のためミートアップ等を行う。
- ・金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクを通じ、I T ガバナンスやI T リスク管理等の観点から金融機関の先進的な取組に対する支援を継続する。
- ・オンラインで完結する本人確認方法について、引き続き民間事業者による革新的な本人確認の実装を支援する。
- ・民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する観点から、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討を進める。
- ・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを通じて、D e F i 等の分散型金融に関する技術動向調査及びAML/C F T、利用者保護、金融システムの安定等の観点からのリスクの特定とその低減策に関する検討を行う。
- ・C B D C（中央銀行デジタル通貨）について、日本銀行は、4年3月に基本機能に関する概念実証を完了し、同年4月から周辺機能に関する概念実証のフェーズに移行しているが、これらの進捗を踏まえつつ、金融庁としても財務省とも連携し、金融機関に与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。
- ・フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から面談等を通じて情報を収集する。フィンテック事業者や金融機関が集積する庁外拠点（F I N O L A B 等の出先オフィス）を活用し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化して、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図る。
- ・国際カンファレンスの開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築と新たな形での連携・協力を目指す。
- ・分散型金融システムの健全な発展に向けて、B G I N の活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を継続する。

## ② 決済インフラの高度化・効率化等

- ・決済の安全性確保の観点から必要な対応を講じた上で、4年度中に全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大する。
- ・4年中に稼働が予定されている新たな個人間送金インフラを含め、多頻度小口決済の利便性向上に向けた取り組みをフォローする。
- ・次期全銀システムの開発方針について、安全性・柔軟性・利便性が確保されたものとなるよう、幅広い関係者による検討に参画していく。
- ・政府全体として、電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融EDI (Electronic Data Interchange) の利活用促進に向けた関係事業者による取組を支援する。
- ・手形・小切手機能の全面電子化に向けて3年7月(4年6月改定)に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする。
- ・3年に実施した「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の議論を踏まえ、各業態における取組のフォローアップを行う。
- ・法人インターネットバンキングについて、その利便性向上に向けて関係者と対話を行っていく。
- ・預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム要件の詳細化等に向けた検討を行う。
- ・金融機関の従業員のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進や、4年6月に取りまとめられた「デジタル原則に照らした規則の一括見直しプラン」の記載も踏まえ、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施する。
- ・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることを目指す。

### 【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課、国際室、**フィンテック参事室**(イノベーション推進室、金融サービス仲介業室、暗号資産モニタリング室)

企画市場局

信用制度参事官室、調査室、市場課

監督局

総務課、銀行第一課

## 横断的施策－2

### サステナブルファイナンスの推進

施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること
目標設定の考え方・根拠	<p>気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナブルファイナンス有識者会議報告書（令和3年6月18日）</li> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針2022」（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・「フォローアップ」（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書（4年7月13日）</li> </ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]企業開示の充実（サステナビリティ情報開示の充実、4年度）</li> <li>・[主要]市場機能の発揮（資産運用会社における態勢構築や開示の充実、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範の策定等、4年度）</li> <li>・[主要]金融機関の機能発揮（脱炭素に向けた金融機関と企業の協働の促進等、4年度）</li> <li>・[主要]横断的施策の実施（インパクト投資の推進、専門人材育成等、4年度）</li> </ul>
参考指標	－

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 企業のサステナビリティ開示の充実

- ・東京証券取引所において4年4月に発足したプライム市場の上場企業に対して、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求める。

- ・さらに、気候変動にとどまらず、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設する。
- ・国際サステナビリティ基準審議会のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。

## ② 市場機能の発揮

- ・ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正する。
- ・評価の透明性確保等の観点から、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、国内外の賛同状況を公表する。

## ③ 金融機関の機能発揮

- ・脱炭素にかかる金融機関の取組について検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論する。これに向けて、内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画の在り方につき議論を深めるほか、海外の先行事例の調査・分析も行う。
- ・地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、企業の業種・規模・エネルギー使用量等に応じた課題と支援策を分かり易くマッピングし、地域の関係者に浸透を図る。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、面的な対応につなげる。
- ・国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進める。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進める。

## ④ インパクトの評価

- ・インパクト投資の推進を図るべく、新たな検討会を設置し、例えば収益との両立を含む、インパクト投資の基本的な考え方と類型等について議論を進める。

## ⑤ 専門人材育成等

- ・金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化する。
- ・生物多様性も含めた自然資本について、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行う。

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、国際室、リスク分析総括課

企画市場局

市場課、開示課

監督局

銀行第二課、保険課、証券課

### 横断的施策－3

#### 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

<p>施策の概要</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p> <p>また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。</p> <p>更に、金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保するため、金融機関や有識者と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。</p> <p>他方、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること</p> <p>近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないように、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。</p> <p>また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自</p>

然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。

コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）により、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。

更に、サイバー攻撃の巧妙化等により、サイバーリスクは金融機関にとって重要課題の1つとなっていることを踏まえ、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。

このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、システム障害、感染症、自然災害などの事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起りうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要であり、金融機関や有識者と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。

#### 【根拠】

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年6月7日閣議決定）
- ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月28日閣議決定）
- ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31日）
- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（27年3月31日閣議決定）
- ・ 平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日）
- ・ 国土強靱化基本計画（30年12月14日閣議決定）
- ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（令和元年11月7日、2年7月30日）
- ・ 令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ（3年7月

	<p>30日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ(4年4月8日)</li> <li>国土強靱化年次計画2022(4年6月21日国土強靱化推進本部決定)</li> <li>2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～(4年8月31日)</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>[主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組(「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、4年度)</li> <li>[主要]災害等発生時に備えた訓練(金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、4年度)</li> <li>[主要]業界横断の業務継続訓練の実施(訓練の実施、4年度)</li> <li>[主要]ディスカッション・ペーパー公表、国際的な議論への貢献(オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた論点整理、金融機関や有識者との対話継続、4年度)</li> <li>金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(160社、4年度)</li> <li>情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、4年度)</li> <li>金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機能強化法(震災特例)について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、4年度)</li> <li>自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特則含む)の運用支援(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、4年度)</li> <li>被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付(各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、4年度)</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。</li> <li>関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務</li> </ul>

継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。

② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上

- ・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施する。
- ・金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証していく。
- ・災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応する。
- ・平時において、
  - ✓ 金融機関自体の災害時における業務継続態勢（実効性のある業務継続計画）の策定・構築
  - ✓ 災害後の金融機関における顧客等への柔軟かつ迅速な預貯金の払戻し、既存債務の返済猶予、緊急資金への対応、各種相談窓口の設置等の被災者支援を想定した対応態勢の整備を金融機関に促していく。
- ・金融機関に対して、中小企業への強靱化対策パッケージの周知を含め、取引先中小企業の事業継続力強化の取組を促していく。
- ・3メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向の変化や海外大手金融機関における先進事例を参考にしたサイバーセキュリティの強化に着目しつつ、①グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢（ガバナンス、監視体制等）の強化、②外部委託先のリスク等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証する。
- ・その他大手行及び地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認する。
- ・金融庁・日本銀行において、地域金融機関向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで地域金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促す。また、金融機関からの意見等を踏まえて同点検票の更なる改善を図るとともに、保険会社や証券会社に対しても、上記の点検票を業の特性を踏まえて必要に応じて修正の上、活用することを検討する。
- ・G7財務大臣・中央銀行総裁会議のサイバーエキスパートグループ（CEG）をはじめとする国際的な議論に引き続き参画するとともに、サイバーセキュリティに関する国際的な連携の強化を図る。
- ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、業界団体も参加してサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）を実施する。その際、演習教材の充実を図るほか、サイバー攻撃の脅威動向を踏まえ、金融機関に対する攻撃のみならず、その外部委託先等へ

	<p>の攻撃を想定したより高度なシナリオを用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、国際的動向も踏まえつつ、金融機関や有識者と対話を行い、相互関連性の特定や必要な経営資源の確保といった課題について整理したディスカッション・ペーパーを公表し、金融機関とともにベストプラクティスを探求していく。</li> </ul>
<p>③ 災害への対応</p>	<p>[東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。</li> <li>・金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した事業者支援や、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促す。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促す。</li> <li>・金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援していく。</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。</li> </ul> <p>[コロナへの対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年2月に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて、コロナに関して、事業者等からの金融機関との取引（資金繰り等）に関する相談に応じる。</li> <li>・コロナの影響を踏まえた企業決算・監査等への対応について、コロナによる感染拡大の影響を注視し、必要がある場合には速やかに連絡協議会を開催するなど、関係者間で適切な連携を図る。</li> </ul> <p>[新たな自然災害への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4年7月以降の大雨に係る災害等の被災者支援に努めていくほか、今後の新たな自然災害に対しても、迅速かつ的確な対応を行っていく。</li> </ul>

【担当部局名】

総合政策局

総務課、秘書課、管理室、リスク分析総括課

企画市場局

市場課、企業開示課

監督局

監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課

## 横断的施策－4

### その他の横断的施策

<p>施策の概要</p>	<p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定）</li> <li>・ 総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）</li> <li>・ 第4次対日相互審査報告書（3年8月30日公表）</li> <li>・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（4年6月7日閣議決定）</li> <li>・ 2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日）</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>① [主要] 国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化、4年度）</p> <p>② [主要] マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化（マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む、4年度）</p> <p>③ 規制・制度改革等の推進 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、4年度）</p> <p>④ 事前確認制度の適切な運用 ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵</p>

	<p>守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、4年度)</p> <p>⑤金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に向けた具体的な検討、各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等、4年度）</li> <li>・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けた取組の推進（電子納付対応のためのシステム整備等を行い、運用を開始、4年度）</li> <li>・金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に向けた取組の推進（次期システムの設計・開発を推進、4年度）</li> </ul> <p>⑥許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施、4年度）</li> </ul> <p>⑦経済安全保障上の対応（関係機関との連携、4年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 国際的なネットワークの強化（アジア・新興国とのネットワーク構築・強化、先進国との協力関係の深化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年にG7、ASEAN+3（日中韓）の会合が日本で開催される。議長国となる機会を活用し、我が国の主要施策の意義を対外的に発信していく。このほか、従前より深度ある協力関係の構築を目指してきたアジア・新興国との間では、率直・実践的な意見交換等を通じた信頼関係の醸成が特に重要との観点から、相手国当局における我が国の制度理解を深めるため、関心の高い分野の説明機会を増やすなどにより、引き続き協力関係を深化させていく。</li> <li>・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、IAISの2023年年次総会等の我が国における開催に向けて着実に準備を進め、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督のあり方等の国際的な議論を積極的に主導する。</li> <li>・相手国からの要望の強いGLOPACの対面開催（日本招聘）については、コロナの影響に留意しつつ、対面による会議を再開し、ネットワーク構築の一層の強化を図る。</li> <li>・経済連携協定に基づく合同金融規制フォーラムの開催、監督カレッジや危機管理グループの会合開催等により各国当局との連携を強化するとともに、これらの機会を通じ得られた知見を活用し、我が国のモニタリング能力の向上につなげていく。</li> </ul>
② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F A T F 第 4 次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、利用者への周知、協力要請等の取組につき、金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携していく。</li> <li>・ 金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態から順にマネロン等対策に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の底上げを図る。</li> <li>・ 取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン対策等に係る共同システムの実用化の検討・実施に取り組む。</li> <li>・ 各金融機関等におけるマネロン対策等の強化に当たっては、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促していくほか、業界団体等と連携した広報活動等を通じて、広く利用者の理解と協力を求めていく。</li> <li>・ 金融庁が、4 年 6 月から共同議長を務めている F A T F 政策企画部会は、F A T F 基準（勧告、解釈ノート）の改訂など、F A T F の政策立案機能を担っており、共同議長国として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献する。</li> <li>・ 暗号資産については、同分野の変化の速さやランサムウェアの脅威の高まり、制裁回避への潜在的な懸念等も踏まえ、F A T F での作業に対する期待が国際的に高まっている。こうした中、5 年に我が国が G7 議長国となる機会も捉え、トラベルルールをはじめとする暗号資産に関するグローバルな F A T F 基準の早期実施や、D e F i、ステーブルコイン、個人間で行われる取引（P2P取引）などを含めた暗号資産市場に関するリスクへの対応などを促進していく。また、これらの国際的な議論を国内に広く紹介し、我が国のマネロン対策等の強化につなげる。</li> </ul>
<p>③ 規制・制度改革等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を積極的に検討する。</li> </ul>
<p>④ 事前確認制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図る。</li> </ul>
<p>⑤ 金融行政における I T の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当庁におけるデジタル・ガバメント中長期計画の推進 4 年 9 月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用（金融庁ネットワークシステムに</li> </ul>

	<p>ついて、業務サービスの利便性の向上及びセキュリティ対策の強靱化のため、ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に向けた具体的な検討等）や価値を生み出すITガバナンスの強化（各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等）に取り組む。また、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、従来実施してきた情報セキュリティ管理態勢の点検・確認等の取組に加え、IT資産の適切な管理や速やかなパッチ適用等の基本動作を確実に実施するサイバーハイジーンの徹底、クラウドサービス利用拡大に対するガバナンス強化など、着実な取組を推進する。さらに、金融庁全職員のIT・セキュリティのリテラシー向上と専門性向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁の行政手続きの電子化 金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、4年度下期の運用開始を目指して、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組を行う。</li> <li>金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、6年度に更改予定として、次期システム的设计・開発を着実に進めていく。</li> </ul>
⑥ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組む。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、本事務年度においても引き続きアンケートを行う。</li> </ul>
⑦ 経済安全保障上の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>4年5月、経済安全保障推進法が成立し基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置されたが、その円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めていく。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

2 検査・監督の質の向上

3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

## 金融庁の行政運営・組織の改革－1

### 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日）</li> <li>・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（令和4年8月31日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、4年度）</li> <li>・[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施（内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、4年度）</li> </ul> <p>②金融行政におけるデータ活用の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討（新たなデータ収集・管理の枠組み（いわゆる共同データプラットフォーム）に関する実証実験を実施、4年度）</li> <li>・[主要]データ分析の可視化、ツール化（金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討、4年度）</li> <li>・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握（モニタリング部門への結果還元、4年度）</li> <li>・[主要]データ分析における研修の実施・専門家による支援（データ分析プロジェクトの質の向上、4年度）</li> </ul> <p>③金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、4年度）</li> <li>・金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）</li> </ul>

	<p>のフォロワー数、いいね数。その他SNSでの情報発信強化（当庁の施策等について、Twitter等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、4年度）</p> <p>④財務局とのさらなる連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況（財務局とのさらなる連携・協働の推進、4年度）</li> </ul> <p>⑤決済インフラの高度化・効率化等【再掲（詳細は横断的施策—1参照）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（アカデミアと連携したデータ分析の実施、4年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況</li> <li>・金融行政モニターへの意見申出件数</li> <li>・各種サポートデスクへの相談件数</li> <li>・意見申出制度への意見申出件数</li> </ul> <p>③金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表件数</li> <li>・英語ワンストップサービスの対応件数</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。</li> <li>・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。</li> <li>・金融庁の関係幹部を含めた内部検証、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。</li> <li>・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。</li> </ul>

<p>② 金融行政におけるデータ活用の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、共同データプラットフォームに関する実証実験を行い、実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討する。</li> <li>・金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データ、地理的データと組み合わせて分析するなど、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進する。また、それらの可視化・ツール化を通じて金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討に活かす。</li> <li>・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、その結果を適時にモニタリング等に活用する。</li> <li>・研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組む。</li> </ul>
<p>③ 金融行政に関する情報発信の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行うと共に、金融庁ウェブサイトを一時的に稼働させる。</li> <li>・金融庁の英語版ウェブサイトにおいて公表コンテンツの見直し・拡大を図るとともに、T w i t t e r 等も活用し、英語による情報発信強化を進める。</li> <li>・外部の知見を取り入れつつ、職員の広報に関する知見の向上や必要な体制整備を進める。</li> </ul>
<p>④ 総合政策機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を策定する。</li> <li>・以下の通り、庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民の安定的な資産形成の促進【再掲（詳細は施策Ⅱ—1 参照）】</li> <li>✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（詳細は施策Ⅱ—1 参照）】</li> <li>✓ 資産運用業の高度化【再掲（詳細は施策Ⅲ—1 参照）】</li> <li>✓ 国際金融機能の確立【再掲（詳細は施策Ⅲ—1 参照）】</li> <li>✓ W e b 3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組【再掲（詳細は横断的施策—1 参照）】</li> <li>✓ サステナブルファイナンスの推進【再掲（詳細は横断的施策—2 参照）】</li> <li>✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化【再掲（詳細は</li> </ul> </li> </ul>

	<p>横断的施策—4 参照)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規制・制度改革等の推進【再掲 (詳細は横断的施策—4 参照)】</li> <li>✓ 金融行政における I T の活用【再掲 (詳細は横断的施策—4 参照)】</li> <li>✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革 (ガバナンスの改善)【再掲 (詳細は組織改革—1 参照)】</li> </ul>
⑤	決済インフラの高度化・効率化等【再掲 (詳細は横断的施策—1 参照)】
⑥	<p>財務局とのさらなる連携・協働の推進</p> <p>・財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたものについて、検討を進める。</p>

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－2

### 検査・監督の質の向上

<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか)と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)</li> <li>・2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～(令和4年8月31日)</li> </ul>

<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>・[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況(新しい考え方に沿った検査・監督の実践、4年度)</p>
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 検査・監督の質の向上(モニタリングの在り方)</p>	<p>[モニタリング成果の整理]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・監督基本方針等に基づき、「実質・未来・全体」の視点からのモニタリングを進めるとともに、外部からの提言・批判が反映されるガバナンスと品質管理について、具体的な改善を進めていく。</li> </ul> <p>[モニタリングスキームの改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に対する検査については、コロナの中、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行う。</li> <li>・日本銀行との連携については、3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めている。金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組を更に深化させていく。</li> </ul> <p>[組織的な人材育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習(ワークショップ)を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進する。また、モニタリング研修の企画・立案に当たり、対面形式での再開を模索するとともに、オンライン形式での継続・併用を行うなど、効果的・効率的な研修を実施する。</li> </ul>

【担当部局名】

総合政策局

リスク分析総括課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－3

### 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

<p>施策の概要</p>	<p>さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備、④幹部職員等のマネジメント力向上などのための取組を継続・拡充する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融庁に求められる役割も機能も時代に応じて綿々と変化している。金融庁は、これまで自らの改革に継続して取り組んできたが、我が国の持続的成長に一層貢献していくためには、金融行政をさらに進化させていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の改革について（平成30年7月4日）</li> <li>・当面の人事基本方針（30年7月4日、令和4年3月28日改訂）</li> <li>・2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]専門人材育成の取組状況（専門人材育成の枠組みのさらなる整備、4年度）</li> <li>・[主要]職員の主体性を重視した枠組みの活用状況（職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備、4年度）</li> <li>・[主要]業務の合理化・効率化の取組状況（業務のさらなる合理化・効率化、4年度）</li> <li>・[主要]適切なマネジメントに向けた取組状況（マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充、4年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<p>職員満足度調査結果</p>

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 職員の能力・資質の向上

- ・各職員に対し希望する分野に応じた育成プログラムを提供するなど、職員の専門性を高めていくための環境を整備する。
- ・現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定するとともに、職員がそれらをどのように身に付けていくかについて検討を進める。
- ・将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に

	<p>習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組む。</li> </ul>
<p>② 職員の主体性・自主性の重視</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行う。</li> <li>・政策立案に資するため、金融機関や有識者など外部からの有益なインプットを得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を行う。</li> <li>・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でポストの公募を行う。</li> </ul>
<p>③ 誰もがいきいきと働ける環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産休・育休取得職員の円滑な復帰を支援する取組を進める。</li> <li>・テレワークやオンライン会議を行いやすい環境を拡充する。</li> <li>・安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討やRPA（R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n）化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押しする。</li> <li>・若手を含め各職員がより一層納得感や、やりがいを感じて業務に取り組めるよう、より働きやすい職場環境に変えるためにどうしていくか、さらには、望ましい組織文化等の在り方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、より働きやすく高い成果を生み出していく組織としていくための改革を続ける。</li> </ul>
<p>④ 幹部職員等のマネジメント力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」する。</li> <li>・360度評価や職員満足度調査等を継続的に実施するとともに、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有する。</li> <li>・マネジメント層に対しマネジメントの手がかりを提供する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

組織戦略監理官室、秘書課、研究開発室、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、リスク分析総括課